

山邊道

行政 なから

2016年1月
No.130

〈新年ごあいさつ〉 P.1～

〈特集〉 P.4～

広報月間の活動報告
P.8～

ユキマサくんが部長に聞く！

〈特集〉 P.6～

* 特定行政書士ってなに？

特定行政書士 法定研修実施

- ・「行政手続きのプロフェッショナル」の安心感をお客様に
 - ・お客様の「困った…」を最後まで支える
- [研修責任者に
インタビューしました]



目 次

平成28年ごあいさつ（奈良県行政書士会 会長 中嶋章雄）	1
平成28年ごあいさつ（奈良県知事 荒井正吾）	2
国民に寄り添う行政書士を目指し、大きな飛躍の年に （日本行政書士会連合会 会長 遠田和夫）	3
平成27年度10月 行政書士広報月間のご報告	4
【特集】特定行政書士ってなに？どう活かすの？	6
ユキマサくんが部長に聞く!!	8
新規登録会員さん！いらっしゃい!!	12
会員の動き（変更・退会・お亡くなりになった方）	15
編集後記	16



※ユキマサくん…行政書士のマスコットキャラクター。5才。
行政書士くらしまもる先生の仕事を観察しながら、
猫社会の行政書士を目指している。

《連載》 ユキマサなら散歩 ～山の辺の道～

（表紙写真）

南は三輪山のふもとから、北は春日山のふもとまで、奈良盆地東端の山裾を縫うようにして続く山の辺の道。古事記や日本書紀にも「山辺の道」として記されるこの古道に沿って古墳や古社寺、旧跡が点在しており、多くの万葉歌も詠まれています。

古代からの歴史や文化、信仰、習俗をいたるところで感じることができるこの道は、四季折々の景色を楽しむにも絶好で、休日ともなると多くのハイカーや写真愛好家で賑わいます。特に、桜井市金屋の海石榴市（つばいち）～石上神宮の南コースは人氣で、石上神宮や大神神社、長岳寺といった神社、崇神天皇陵、景行天皇陵をはじめとする古墳、竹之内・萱生の環濠集落、数多くの万葉歌碑など見どころがいくつもあります。皆さんも地図やカメラを片手に、ゆっくと歩かれてみてはいかがでしょうか。きっと新たな発見があると思います。



（写真：広報部 谷澤祐樹・文：広報部 佐藤貴玲）

平成二十八年 新年ごあいさつ

奈良県行政書士会

会長 中 嶋 章 雄



平成二十八年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力を賜わり、また行政書士制度の発展にご尽力いただき、心よりお礼申し上げます。

昨年は、会長選挙におきまして「非行政書士の排除に全力投球。」を公約の一つにして立候補し、皆様のご支援のもとに当選させていただきました。有難うございました。

このテーマのもと各関係機関に働きかけ、資格が無いのに申請や届出を行う団体へは直接注意・警告を行ってまいりました。その結果、あからさまな非行政書士行為は減少してきたように思います。しかし、実態として非行政書士行為はまだ多く存在しております。これからは申請・届出書類を受付する窓口である行政側にも強く排除の協力を申し入れする所存です。また、そのため奈良県議会への請願も検討しておりますので、政治連盟と連携して活動してまいりたいと存じます。一方、この活動には私たち自身の業務姿勢が大切です。行政書士は作成した書類には記名押印することが義務付けられており、書類を提出するときには行政書士証票を提示し、委任状を添付するという基本的な行為を求められています。この行為を継続することにより窓口において非行政書士行為を安易に見分けることができます。

会員の皆様におかれましては、この基本的な行為を励行されることを切にお願い申し上げます。

さて、昨年の主な活動をご報告しますと、七月には上牧町、そして

十月には生駒市と災害における被災者支援協定を締結いたしました。奈良県および桜井市に続き四件となります。社会貢献の趣旨とともに行政書士制度の知名度アップにもつながったように思っております。また、ADRセンターにつきましても最終的な申請書類の提出も終え、認証間近となりました。

そして行政不服申し立ての代理権行使のため、一定の研修課程を修了し審査を合格した特定行政書士が奈良県で二十一名誕生いたしました。お客様の「困った!」を最後まで支える行政書士のあらたな活躍の場が増え、今年もあらたに特定行政書士に挑戦される会員が増えることを願っております。

尚、広報誌が諸般の事情で予定通り発行できなくなり申し訳なく思っております。今年には内容の充実を図り、会員の皆様に新鮮でより確な情報をお届けできるよう努力する所存です。また、研修につきましてもさらに充実した企画を提案いたします。そして新しい業務として官民からの業務受託も前向きに取り組みたいと考えております。他の単位会の実態を調査研究し、本会として業務受託できる体制を作ります。

新しい年を迎え、県民の皆様から行政書士制度に対する期待に応え、会長として会員の先頭に立ち、なすべきことに道筋をつけることをお約束し、本会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となることを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成二十八年 新年ごあいさつ

奈良県知事
荒井正吾



奈良県行政書士会の皆さま、明けましておめでとうございます。

平成二十八年の年頭にあたり、皆さまのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

さて、本年も、「住んで良し」「働いて良し」「訪れて良し」の奈良の実現に向け、県と市町村との連携・協働による県勢発展のための「奈良モデル」を推進し、本県独自の地方創生の実現に取り組んでいきたいと思っております。

まず、「住んで良し」の奈良県を目指し、県民の皆さまが、健やかで安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

そのため、地域の医療提供体制をさらに充実させます。南奈良医療総合センターが本年四月にオープンするほか、県立医科大学附属病院E病棟、県総合医療センターが順次完成する運びです。

健康や福祉の分野では、まほろば健康パークや健康ステーションを拠点として健康寿命を着実に延ばすことや、医療・介護・生活支援サービス等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築などに取り組めます。

第二に、「働いて良し」の奈良県を創ります。

奈良県から若者が流出しないよう、また、女性や高齢者にも働く場が近くに多く見つけられるよう、「しごと場づくり」に全力で取り組めます。

また、本年も三つのリーディング産業と六つのチャレンジ産業分野の「産業興し」に積極的に取り組むとともに、企業が立地しやすい環

境づくりや企業誘致を引き続き積極的に進めます。

第三に、「訪れて良し」の奈良県の実現に向けて、奈良の資源を活用して奈良訪問リピーターの増加を図ります。

一月末には平城宮跡で「大立山まつり」を初めて開催するほか、本年も奈良公園などで「ムジークフェストなら」や「奈良県大芸術祭」を開催します。首都圏や海外への観光プロモーションなどにも積極的に取り組み、たくさんのお客で賑わう奈良をつくっていきます。

これからも、県民の皆さまのご意見やご提案にしっかりと耳を傾け、皆さまとともにより良い奈良の未来を築いていきたいと考えております。

皆さまにおかれましても、県民と行政の架け橋として、今後益々活躍いただきますことをご期待申し上げますと共に、一層のお力添えをくださいますようお願い申し上げます。新年の挨拶といたします。



国民に寄り添う行政書士を目指し、 大きな飛躍の年に

日本行政書士会連合会

会長 遠 田 和 夫



平成二十八年の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。日頃より、全国の行政書士会及び会員の皆様には、本会の事業運営に対し、御理解と御協力を賜るとともに、行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼申し上げます。

昨年六月の定時総会において会長に選出されてから、早いもので半年が経過しました。北山前会長が築いてきた基盤を引き継ぎ、関係各位の御協力を得ながら、特定行政書士法定研修及び考査の実施など第一期となる特定行政書士誕生に向けた取組の最終調整、法改正要望項目の再検討、職域の確保・確立などに邁進してまいりました。これも会員の皆様をはじめとする関係各位の御協力の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

これまで十年以上にわたり、様々な形で日行連の会務に携わってまいりましたが、私の信念・思いは変わりません。新しい年を迎え、気持ちは新たに、信念・思いはそのままに会務に取り組んでまいります。

定時総会で掲げた公約のうち、まず、今後の法改正要望項目の検討・整理に着手しています。昨年度、関係各位の御理解及び御協力を賜り、行政不服申立ての代理権付与に関する改正行政書士法が公布・施行されました。私たち行政書士がさらに国民生活の利便に資するとともに、より積極的に活用していただける資格者となるような制度の確立と、国民に寄り添う行政書士を目指して、今後も法改正運動を推進してまいります。

次に、かねてから課題とされております業務執行体制・組織の構成を見直すとともに、恒常的に制度の調査・研究を行う専門的な部署として制度調査室を設けることなどを実現させるため、行政書士制度あり方検討委員会に諮問し、答申を得たところです。より効率的かつ機能的な活動を積み重ねること、現代社会に即応し、最大限のパフォーマンスを発揮していくことができる組織づくりを目指し、実現に繋げてまいります。

喫緊の課題である自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の中間登録展開へは、毅然とした対応を取るとともに、今年から利用が開始されたマイナンバー制度に関しては今後の動向を注視しながら、必要な対応や周知を図っていく所存です。

今年四月には改正行政不服審査法関連三法案が施行され、新たに誕生した特定行政書士の活躍が期待されるところです。この特定行政書士制度は、国が推進する行政救済制度の向上の一助になるとともに、国民の皆様の権利利益救済のための役割を担い、機能していくこととなります。新しい分野でのスタートにあたり、円滑に業務に取り組んでいただけるよう、しっかりと環境整備をしてまいります。

各方面から行政書士制度に対する期待の声をいただいています。この期待に応えていくためには、日々の業務において、依頼者や行政等とのやりとりで真摯に向き合い、信頼関係を築いていくことの積み重ねこそが重要であり、会員の皆様の御協力が不可欠です。制度の明るい未来に向け、日行連の会長として先頭に立ち、会員の皆様には日々の業務に不安なく取り組んでいただける盤石な制度づくりを進めてまいります。最後になりましたが、この新たな年が奈良県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますように祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

「行政書士って・・・ところで何をする人なん？」

行政書士として開業すれば必ず聞かれる質問ではないでしょうか。

毎年10月は行政書士広報月間です。今年度の広報月間は、奈良県立図書館情報館において無料相談会「行政奈良なんでも相談」を実施、檀原夢の森フェスティバルにおいて初の試みであるイベントブース出展による行政書士周知活動と無料相談会を実施しました。ブース出展では、初心に戻って、「行政書士を知らない」、「どのような仕事をする人なのか」ということをまず知ってもらえるような活動をしました。

相談会にご来場された方にはダイレクトに行政書士業務のアピールができ、ブース出展では老若男女がかかわらず、広く行政書士を知ってもらえる機会になりました。

なお相談会に来場できない方等を対象に、奈良会事務局内において無料電話相談も実施しました。

また、例年通り行政・各種団体など関係機関を訪問し、行政書士ポスター掲示依頼を行いました。



平成27年度 10月行政書士広報月間のご報告

「行政書士って 知っていますか？」

例年行っていた無料相談会、電話相談、関係機関への訪問・ポスター掲示依頼に加えて、初の試みであるイベントブース出展による行政書士周知活動を実施しました。

10/25
(日)

無料相談会 「行政奈良なんでも相談」 in 奈良県立図書館情報館



奈良県から後援いただき、奈良県立図書館情報館にて、実施しました。

「こういった活動をしてもらって助かりました」の聲が嬉しかったです。

奈良会の常設無料相談会の案内もしています。

10/24
(土)

「電話無料相談」 in 奈良会事務局内



10時～15時の間に、奈良会事務局内において、2回線対応・相談員が常時待機し、電話無料相談を実施しました。

10月上旬

関係機関訪問 ポスター掲示依頼

榎原夢の森フェスティバル2015 ブース出展 in 榎原神宮森林遊苑

10/10
(土)

10/11
(日)

「行政書士・周知活動」ブース出展と無料相談会「行政奈良なんでも相談」を実施



↑パンフレット、チラシ、ポスターを使って、来場者の目にとどめてもらえるようブース設営しました。



↑ブースの前を通られる方にチラシやポケットティッシュを配布。2日間で、チラシ1,200枚、ティッシュ 600個を配りました。



↑野外ブースにもかかわらず、予想以上の方が、相談にご来場。ありがとうございました。



↑関心をもってもらえるよう、行政書士にまつわるクイズを突撃出題！

広報月間の期間中、許認可・法人関係から相続関係まで幅広い内容について、多くの方々からご相談をお寄せいただきました。

これらの機会を通じて、より深く行政書士を知っていただけたのではないのでしょうか。

会場まで足をお運びいただいた方、お電話をいただいた方、広報活動にご協力いただいた方、ありがとうございました。





行政書士法改正（平成26年12月27日施行）により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士（特定行政書士）は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政不服申立てに係る手続の代理が行えることとなりました。行政書士の新たな活躍の場が広がります。特定行政書士になるためにはどうすればいいのかが、特定行政書士になればどんなことができるのでしょうか。



特集

特定行政書士ってなに？ どう活かすの？

ユキマサ：特定行政書士ってという言葉聞いたのだけど、なんだろう？
調べてみよう！

平成26年12月27日の行政書士法改正により、特定行政書士制度ができました。

ユキマサ：新しい制度が始まるんだね。どうなんだろう。
聞いてみよう！

特定行政書士研修の責任者（奈良県行政書士会総務部長）の二宮聡介先生に聞きました。

ユキマサ：奈良県行政書士会ではどんな取組をしたの？

にのみや：

特定行政書士になるためには、法定研修の受講が必須となっています。18時間の講義を受講し、その後全国一斉に実施する考査に合格して特定行政書士になることができます。

ユキマサ：研修ってなんだか難しそう？
研修の様子などおしえてにや。



二宮聡介先生

にのみや：

行政法総論から始まり、行政手続制度・行政不服審査制度の概説、行政手続法・行政不服審査法・行政事件訴訟法の論点、要件・事実認定論、特定行政書士の倫理などの研修科目になっております。

ユキマサ：特定行政書士になると、どうなるの？

にのみや：

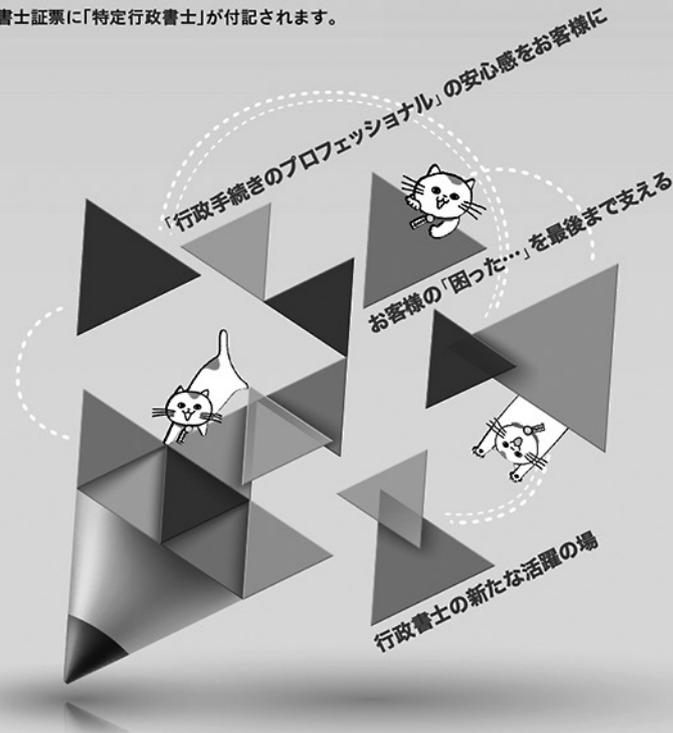
特定行政書士になると、行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。特定行政書士は行政書士が作成した申請に係る不許可処分等に対する不服申立て手続きの代理業務が行えます。

具体的には、難民不認定、農地転用の不許可、建設業の不許可、産業廃棄物

特定行政書士法定研修は 制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。

行政書士証票に「特定行政書士」が付記されます。



特定行政書士になろう！

講義科目
行政法総論、行政手続制度概説、行政手続法の論点、行政不服審査制度概説、行政不服審査法の論点、行政事件訴訟法の論点、要件事実・事実認定論、特定行政書士の倫理、総まとめ

■申込み期限：平成27年6月5日[金]まで
■研修日程・会場：7月～9月。別途一覧をご参照ください。
■考查日程：平成27年10月4日[日]
※申込みは先着順で定員制です。お早目にお申し込みください。

「プレ研修」は日行連ホームページで公開中!

日本行政書士会連合会



研修風景

処理施設設置の不許可などに対する不服申立てが想定されます。また、紛争性のある分野を含む幅広い法律知識を兼ね備えた行政書士であることは、国民の皆様に対し、大きな信頼や安心を与えることになり、業務を依頼する際の一定の指標になるとも考えられます。

ユキマサへ、その道のプロフェッショナルっていう感じがするな、頑張っつてにゃ〜ん!



ユキマサくんが部長に聞く!!



※平成28年1月1日より組織が変更されます。本記事は、取材時点（平成27年10月）の組織構成を元に作成しております。

経理部



経理部ってどんな仕事してるの？



経理部とはその名の通り、本会（奈良県行政書士会）の経理全般を取り扱う仕事を行っております。具体的には、総会で承認された予算が適正に執行されているかを確認するために、毎月経理部会を開催し、預貯金の収支、納品書・請求書・領収書・貸借対照表および収支計算書等の諸帳票の点検および決済を行い、毎理事会において予算の執行状況の報告を行っております。年度末には、当該年度の収支決算および次年度の収支予算案の作成を行います。また、会費の徴収、会費滞納者への対策なども行っております。



経理部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



本会の運営は、会員の皆さまの会費をもとに行っております。無駄な支出がなく、業務研修や広報活動などにおいて皆様の業務にベストな形で還元できるよう予算編成を行い、その執行が常に適正に行われるよう最大限の努力をいたしております。



会員へのメッセージをお願いします。



会員の皆さまに分かりやすく透明性のある収支予算および収支決算を公開できるよう、今後も当広報誌などにおいても経理部の活動をご報告してまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。



ところで、西澤部長の趣味って何ですか？



ゴルフ・ゴルフ・ゴルフ、ひたすらゴルフです。仕事と食事と睡眠の時間以外の大半をゴルフに割いております。と言いましても始めてまだ3年、まだまだ修行の身でございます。

【経理部】 部長 西澤 伸明
部 員 山口まゆみ

総務部



総務部ってどんな仕事してるの？



総務部は、会員の品位保持のための業務を中心に活動しております。会員の先生方と直接お会いできる業務としては、「新規登録会員の面接」や「職務上請求書の払出」は総務部が担当しております。「会則及び規則の整備」や「行政書士試験」などかなり込み入った業務から「専門士業交流会」や「新年会」など楽しい業務まで幅広く活動しております。



総務部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



個々の会員の先生方に不利益にならないように、お伝えしなければいけないことは正確・迅速・平等に対応しようと心掛けております。



会員へのメッセージをお願いします。



会員の先生方にとってためになる参加しやすいレクリエーションなどありましたら、是非教えてください。



ところで、二宮部長の趣味って何ですか？



野球観戦しながらビールを飲むこと（阪神タイガースとアサヒビールが大好きです）

【総務部】 部長 二宮 聡介
副部長 松本 和也
部 員 松田登美子・中嶋 雄一

監察部



監察部ってどんな仕事してるの？



監察部業務：行政書士制度における監察部活動とは制度の安定的な発展に寄与するため制度の啓発を行うとともに、非違行為者に対して、警告等によって是正を促し、最終的には法的措置をもって是正をする活動です。



監察部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



行政手続きの円滑な実施と国民の利便需要が最終目的です。(啓発活動先＝行政機関＜許認可申請＞である都道府県行政窓口、市町村行政窓口、公的団体、業界等)
今年度中嶋会長が就任のご挨拶の中で、特に今後の監察部活動を重点的に、そして中途半端に放置するのではなく、会員自身の権益、並びに生活権を守るためにも全力を注ぐと述べられたように、監察部として出来る限り知恵を集積して活動して行きたいと思っています。



会員へのメッセージをお願いします。



監察部活動強化は必ず会員の所得アップに繋がります。



ところで、**上野部長**の趣味って何ですか？



日本の伝統的文化の継承として表千家茶道の普及活動しております。

【監察部】 部長 上野 雅嗣
部員 有本 利廣・小林 徳三

広報部



広報部ってどんな仕事してるの？



広報部は、広報活動を中心に仕事をしています。
具体的には、広報誌の編集や、広報月間や行政書士記念日などのイベント企画などがあります。
特集記事でも紹介していますが、今年は初めての試みとして「榎原夢の森フェスティバル」というお祭り会場に行政書士会のブースを出して、来訪者に対し「行政書士を知ってもらう」ことを主眼とした広報活動を行いました。同時に相談会も開催したところ多くの方に来て頂く事ができました。また、来年からはホームページの管理についても当部の仕事になります。



広報部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



広報部構成メンバーは、「TRIAL & ERROR、最適解は時代によって変わる」を共通認識（考え方の基本）として、業務に携わっています。
近年、広報手法や情報伝達手段が多様化しています。過去に成功したイベント内容などをそのまま踏襲するのではなく、限られた予算の中で最大限の効果を生ずるように企画・立案する事を心がけています。



会員へのメッセージをお願いします。



会員のみなさま、本号の広報誌から「より解りやすく・より読みやすく」するためレイアウト変更を行いました。如何でしたでしょうか？
ご意見・ご感想等ございましたら広報部までお寄せください。



ところで、**谷澤部長**の趣味って何ですか？



旅です。訪れた土地で美味しいものを発見すると嬉しいですね！
ところでユキマサくん、旅と放浪の違いって何だろう～？

【広報部】 部長 谷澤 祐樹
副部長 松井 紀行
部員 長森 和奈・坪田 尚子
野村 早香・佐藤 貴玲

業務第1部・2部



業務第1部・2部ってどんな仕事をしてるの？



業務第1部・2部って聞いただけでは全く何をしているか想像できませんよね。僕たちの部では主に本会会員に向けた業務研修を行っているんだよ。業務第1部は、建設業・土地開発・農林業に関する分野、業務第2部は、交通運輸業の分野を取り扱っているんだ。日々の仕事としては、研修の企画や立案をしたり、会員さんの実務に役立つ情報を発信したり、役所が忙しくなる時期には窓口の方のお手伝いをしたりするんだよ。それとね、来年から業務第1部と2部は合併することを予定しているんだ。運営面での変更点などがあればまた誌面などを通じて伝えていけたらなと思っているよ。



業務第1部・2部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



コンセプト？う～ん、コレといった明確なものは決めていないんだけど、目指す方向としては「専門家の中の専門家を作る。」っていうことは意識しているよ。業務第1部・2部に属する部員は、各分野のスペシャリストの集まりなんだ。例えば、業務第1部は建設業や農林業に精通している人たちの集まりだったりね。部を通じて意見交換の場を設けたり定期的に研修を実施して互いのスキルアップを図ったりしているんだ。部員それぞれが高度な専門知識をもつことで、県民のみなさまの生活向上に少しでもお役立ちできるようにという思いで日々の業務に取り組んでいるよ。



会員へのメッセージをお願いします。



会員のみなさまいつも業務第1部・2部の運営にご協力いただきありがとうございます。今年度より部長を拝命致しました木田と申します。部の活動を通じて奈良県行政書士会の発展に少しでも貢献できたらと思っています。今後ともご教示賜りますようお願い申し上げます。

研修指導部



研修指導部ってどんな仕事をしてるの？



研修指導部は新規登録会員研修、法定業務研修、フォローアップ研修、基礎研修を年間12回程行っています。新規登録会員研修は、行政書士登録をされた方が最初に受けて頂く研修で行政書士の仕事について説明があります。法定業務研修、フォローアップ研修は、行政書士業務のうち、建設業業務、交通運輸業務、相続・遺言業務、国際業務の基礎的内容の研修を行っています。基礎研修は業務に直結する基礎的内容やコンプライアンス研修など業務とは直結しないが、行政書士として知識があった方がいい内容の研修をしています。



研修指導部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



研修指導部の研修は全会員向けの研修で、業務部では開催されない研修です。全会員さんの行政書士として、基礎的に知っていた方がいい内容ですので、幅の広い内容を行っていきたくと思っています。



会員へのメッセージをお願いします。



会員の皆さんが、行って欲しい内容を検討し、開催したいと考えていますので、会員さんの交流という目的でも参加して頂ければと思います。又、会員さんからの意見も頂戴できればと思っています。



ところで、松塚部長の趣味って何ですか？



大人デビューのマラソンです。健康のため週3～4回ほどランニングをしています。今年、3回目の奈良マラソンに出場します。

【研修指導部】

部長 松塚百合恵
副部長 久田 雅美
部員 森田 光弘・田中 和智



企画開発部・業務第3部の運営コンセプト・目指す方向など教えて欲しいな～？



従来の形を踏襲しつつ、会員の皆様に役立つ情報の発信及び研修会の企画を行って参りたいと考えております。今までになかったような新しい業務につながることはないかと常に念頭に置きながら、時には新分野で先駆けている先生を講師に招いての研修会も行っ参りたいと考えております。

また行政書士をしていく上で、他士業の方々の業務に関する入口の知識は、幾らかは必要だと思っておりますので、その辺の研修を企画できればと考えております。何分限られた予算ですので仕方のない部分もあるとは思いますが。

個人的には先日、開催いたしました民事信託に関する研修会はとても良い企画だったと思っております。



会員へのメッセージをお願いします。



平成17年登録で長く会に在籍しているのですが理事経験はなく、そんな私がいきなり部長でしかも2部掛け持ちという中で、分からないことばかりですが、担当副会長、副部長、部員の助けを借りながら、精一杯頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い致します。



ところで、**藏之上部長**の趣味って何ですか？



うーん、今は何ですかね。まあしいて言えば、映画鑑賞と釣りくらいですね。

【企画開発部】 部長 藏之上邦男
副部長 遠山健太郎
部員 平櫛恵美子・長森 和奈

【業務第3部】 部長 藏之上邦男
副部長 平櫛恵美子
部員 上野 雅嗣・遠山健太郎
森田 光弘・松田 幸和
西口 孝平・岩富 淳

企画開発部・業務第3部



企画開発部・業務第3部ってどんな仕事してるの？



企画開発部とは、会務の企画及び開発並びに立案に関する事、高度情報通信社会対策に関する事、報酬の額の統計調査に関する事、その他ホームページ及びメーリングリストの維持管理業務に関する仕事を行っております。具体的には、業務1～3部に該当しないような業務に関する研修会の企画や他の業界団体との積極的な交流に力を入れております。現在は、奈良県下の市町村に対して災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定の締結を進めております。その他、他の士業・金融機関・業界団体の方を講師に招いての研修会も企画しております。

業務第3部とは、民事・国際関係及び経営支援・知的財産権関係の業務に関する研修会の企画等の仕事をしていきます。



ところで、**木田部長**の趣味って何ですか？



最近はキャンプと釣りによく行きますね。基本的に平日は、事務所にこもって仕事をする事が多いので休日は外に出かけたくなるんです。仕事が忙しくなってくると遊びにも行けなくなるので、そういう時は家に帰って買ったばかりのキャンプ用品を眺めてはニヤニヤしてますよ。

【業務第1部】 部長 木田 和宏
副部長 稲本 太一
部員 森田 泰浩
飯田 崇史

【業務第2部】 部長 木田 和宏
副部長 森田 泰浩
部員 稲本 太一
西村 智子

★会員の動き★



新規登録会員さん! いらっしゃい!!

①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号



加世達也
(かせ たつや)

- ① 2015年4月15日
- ② 634-0006
橿原市新賀町173番地の12
- ③ 加世行政書士事務所
- ④ 0744-48-6800



山口 功
(やまぐち いさお)

- ① 2015年4月2日
- ② 633-0065
桜井市吉備564番地3 SHRビル301号室
- ③ 行政書士 OFFICE ヤマグチ
- ④ 090-9052-9800



梁村利明
(やなむら としあき)

- ① 2015年4月15日
- ② 639-1026
大和郡山市小林町414番地39
- ③ やなむら行政書士事務所
- ④ 0743-56-6136



荒木英一
(あらき えいいち)

- ① 2015年4月2日
- ② 631-0031
奈良市敷島町2丁目553番地の30
- ③ 行政書士 荒木英一事務所
- ④ 0742-46-8370



堀井大悟
(ほりい だいご)

- ① 2015年4月15日
- ② 630-0121
生駒市北大和四丁目14番地4
- ③ 堀井行政書士事務所
- ④ 0743-78-8414



森本 正
(もりもと ただし)

- ① 2015年4月15日
- ② 634-0837
橿原市曲川町5丁目13番18号
- ③ あすか中央行政書士事務所(森本)
- ④ 0744-51-1151



大川 健

(おおかわ たけし)

- ① 2015年 6月15日
- ② 631-0823
奈良市西大寺国見町一丁目5番 西大寺団地2-205号
- ③ ソルナ行政書士事務所
- ④ 0742-55-8998



水戸井 豪

(みとい つよし)

- ① 2015年 4月15日
- ② 630-0253
生駒市新旭ヶ丘2番51号
- ③ みとい行政書士事務所
- ④ 0743-75-1715



今井 一 聡

(いまい かずとし)

- ① 2015年 6月15日
- ② 636-0071
北葛城郡河合町高塚台3丁目3番10号
- ③ アウル行政書士
- ④ 0745-60-7616



高以來 宏 起

(たかいら ひろおき)

- ① 2015年 4月15日
- ② 631-0011
奈良市押熊町2123番地の66
- ③ 高以來国際行政書士法務総合事務所
- ④ 090-9280-6454



柴田 順子

(しばた じゅんこ)

- ① 2015年 7月 1日
- ② 630-8114
奈良市芝辻町三丁目9番16-102号
- ③ 柴田行政書士事務所
- ④ 0742-95-9572



西田 澄夫

(にしだ すみお)

- ① 2015年 5月15日
- ② 633-0074
桜井市大字芝228番地の3
- ③ 西田行政書士事務所
- ④ 0744-43-8660



田川 伸

(たがわ しん)

- ① 2015年 7月15日
- ② 639-3806
吉野郡下北山村大字下池原656番地1
- ③ 行政書士 田川伸法務事務所
- ④ 07468-5-2016



谷口 陽子

(たにぐち ようこ)

- ① 2015年 6月 1日
- ② 636-0013
北葛城郡王寺町元町2丁目15番32号
- ③ 行政書士 たにぐち事務所
- ④ 0745-32-0678



田中英郎

(たなか ひでお)

- ① 2015年10月15日
- ② 634-0007
橿原市葛本町680番地の5
- ③ 田中英郎行政書士事務所
- ④ 0744-23-2421



木原真俊

(きはら まさとし)

- ① 2015年8月15日
- ② 636-0247
磯城郡田原本町大字阪手670番地4 森田ビル2F
- ③ しき行政書士事務所
- ④ 0744-46-9779



東丈太

(あずま じょうた)

- ① 2015年10月15日
- ② 636-0123
生駒郡斑鳩町興留5丁目15番33号
- ③ 東行政書士事務所
- ④ 090-9442-2120



岩田伸一

(いわた しんいち)

- ① 2015年8月15日
- ② 636-0803
生駒郡三郷町東信貴ヶ丘3丁目1番15号
- ③ 行政書士岩田伸一事務所
- ④ 0120-34-0121



吉岡豊

(よしおか ゆたか)

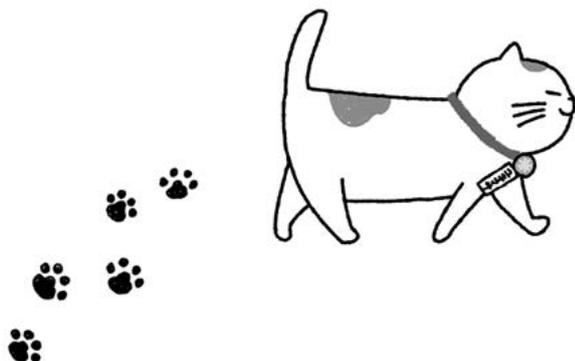
- ① 2015年11月15日
- ② 633-0253
宇陀市榛原萩原389番地の1
- ③ 行政書士吉岡豊事務所
- ④ 0745-98-9090



佐野匡伸

(さの まさのぶ)

- ① 2015年10月2日
- ② 636-0062
北葛城郡河合町大字佐味田1564番地3
- ③ 佐野行政書士事務所
- ④ 0745-57-2554



高畑博

(たかはた ひろし)

- ① 2015年10月2日
- ② 635-0831
北葛城郡広陵町馬見北5丁目12番12号
- ③ 高畑行政書士事務所
- ④ 0745-55-6254



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



無料相談会のご案内

奈良県行政書士会では、毎月第2木曜日に本会会議室にて、無料相談会を開催しております。
(第2木曜日が祝祭日の場合は、開催していません。)

【相続・遺言】、【離婚問題など暮らしの中での悩み】、【会社設立】、【各種許認可などビジネス上の問題】、【帰化やビザ取得】など幅広い相談に対応いたします。

なお、行政書士には守秘義務がありますので、安心してご相談下さい。

ご相談をご希望される場合は、本会事務局 (Tel: 0742-95-5400) まで、事前予約をお願いしております。ご予約の際には、おおよそのご相談内容についても、あわせてお伝え下さい。

奈良県行政書士会 (奈良市高天町10-1 T.T.ビル3階) 近鉄奈良駅前

行政なら 第130号

平成28年1月1日発行

発行人 中嶋章雄
発行所 奈良県行政書士会
〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1
(株)T.T.ビル3階)

TEL. 0742-95-5400 FAX. 0742-26-6400

電子メールアドレス: gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス: <http://www.gyoseinara.or.jp/>

謹賀新年



会 長 中 嶋 章 雄
 副会長 米 田 英 樹
 副会長 松 岡 順 司
 副会長 連 紗 智

理 事 (総務部部长)	二 宮 聰 介	法 規 等 審 査 委 員 会 委 員	池 永 輪 香 子
理 事 (経理部部长)	西 澤 伸 明	網 紀 委 員 会 委 員 長	西 畑 喜 之
理 事 (広報部部长)	谷 澤 祐 樹	網 紀 委 員 会 副 委 員 長	総 谷 邦 夫
理 事 (監察部部长)	上 野 雅 嗣	網 紀 委 員 会 委 員	丹 正 祐 子
理 事 (研修指導部部长)	松 塚 百 合 恵	〃	樋 口 一 也
理 事 (第1業務部部长)	木 田 和 宏	〃	片 山 聖
理 事 (第2業務部部长)	藏 之 上 邦 男	〃	木 元 靖 浩
理 事 (総務部副部长)	松 本 和 也	〃	井 原 吉 男
理 事 (広報部副部长)	松 井 紀 行	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	山 田 祐 己
理 事 (広報部副部长)	長 森 和 奈	選 挙 管 理 委 員 会 副 委 員 長	森 田 光 弘
理 事 (研修指導部副部长)	久 田 雅 美	選 挙 管 理 委 員 会 委 員	市 川 亮 亮
理 事 (第1業務部副部长)	森 田 泰 浩	〃	高 市 昌 知
理 事 (第1業務部副部长)	稲 本 太 一	〃	坊 忠 一
理 事 (第2業務部副部长)	平 櫛 恵 美 子	〃	田 中 佑 宜
理 事 (第2業務部副部长)	遠 山 健 太 郎	〃	佐 藤 貴 玲
監 事	谷 口 晴 康	A D R 推 進 委 員 会 委 員 長	米 田 英 樹
監 事	西 田 周 祐	A D R 推 進 委 員 会 副 委 員 長	奥 隆
法 規 等 審 査 委 員 会 委 員 長	二 宮 聰 介	A D R 推 進 委 員 会 委 員	谷 口 眞 人
法 規 等 審 査 委 員 会 副 委 員 長	谷 澤 祐 樹	〃	濱 口 和 久
法 規 等 審 査 委 員 会 委 員	松 井 紀 行	〃	高 市 昌 知
〃	森 田 光 弘		

会員の皆様、新春のお慶びを
 申し上げます。
 本年も、一層のご指導の程
 お願い申し上げます。

